

～ 村民総参加による、

心豊かで希望と活力ある住みよいむらづくりを進めるために ～

木曾川源流の里 木祖村自立プラン



第4回木曾川源流の里むらづくり協議会（H17.1.27）

平成17年3月

長野県木曾郡木祖村

木祖村自立プラン目次

プラン策定にあたり	1
自立に向けて	2
1 国・県の動向	2
(1) 国の方針(合併推進の背景)	2
(2) 国、地方財政	3
(3) 長野県の動向	4
2 木祖村の現況	5
(1) 人口の推移	5
(2) 産業別構造の推移	6
(3) 財政の状況	6
3 町村合併の検討から自立へ	9
4 基本方針	12
(1) 村民と行政による協働のむらづくり	12
(2) 事務事業の再構築	17
(3) 行政改革の推進	21
(4) 財政基盤の確立	23
今後の方向性	26
1 自立のむらづくり重点施策	26
(1) 自然と調和した快適な生活環境づくり	26
(2) 郷土の自然を活かした産業おこし	27
(3) 郷土の自然を育むひとづくり	28
(4) 健康で安心して暮らせるむらづくり	29
(5) 村民と一緒に考え行動するむらづくり	30
2 財政計画	33
プラン策定の経緯	36

プラン策定にあたり

地方自治体は今、地方分権の時代を迎え自己決定・自己責任に基づく地域社会の構築が急務となっているなか、小規模自治体においては、少子・高齢化の進行、多様化・複雑化する住民ニーズ、低迷し続ける地域産業、そして何より国・地方とも年々厳しくなる財政等かつてない状況下で、私達木祖村は、昨年6月に住民意向調査により町村合併によらない自主・自立によるむらづくりを進めることを選択しました。

9月以来7ヶ月に亘り「木曾川源流の里むらづくり協議会」において、当面する行政サービスの水準や負担、将来に向けての村のあり方や課題、行政と住民とのあり方等について、住民参加のもと全体会議、4つの部会、講演会そして各組織における話し合い等、時間と人手をかけて度重なる検討・協議してきました。

全体を通して感じることは、現在の時勢から行政における財政の規模は縮小せざるを得ないことや住民の皆さんにも更なる負担をお願いすること、行政の職員も身を削りもっと汗を流していくこと等、かつてないほどの見直し・改革をしていかなければなりません。このことは、行財政運営を従来を進め方から転換することに尽きます。今は、小規模自治体が自立していくための基礎固めでありスタート地点であるといっても良いと思います。また、住民参加による行政との協働がこれからの地域の自治を守り、育て、活性化するための大きなポイントであります。村民の方々一人ひとりに積極的に参加していただき自主的・自立的な地域づくりができるような体制・人づくり等が重要な課題であります。

自立プランは、このような転換期や改革に向けての指針となるものであります。今後、具体的に進めながら、合わせて評価・点検し必要のあるものは修正や見直しを加えより良い方向を見出して行きましょう。

自立ということから、村全体が沈滞することがあってはなりません。小さいながらも輝く個性あるむらづくりはこれからです。村民一人ひとりが明るく元気で生きがいのもてる生活がおくれるよう共に頑張りましょう。自立プラン策定に向け、むらづくり協議会の委員はじめ関係各位の御協力に心から感謝申し上げますと共に、今後村民各位の御理解をお願いします。

平成17年3月30日

木祖村長 栗屋 徳也

自立に向けて

1 国・県の動向

(1) 国の方針（合併推進の背景）

政府は、平成12年12月に閣議決定した「行政改革大綱」の中で、「市町村合併後の自治体数は1,000を目標」とした上で、「自主的主体的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する」との方針を打ち出しました。また、平成13年3月に示した『市町村合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取り組みの中で、市町村合併は、地域のあり方にかかわり、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄であることから、**市町村や地域住民が自主的、主体的に取り組むことが基本である**としています。

市町村合併特例法の期限(平成17年3月31日)前に、「市町村の合併の特例等に関する法律」、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」、「地方自治法の一部を改正する法律」のいわゆる合併三法が平成16年5月19日成立し、5月26日に公布されました。

平成17年1月1日現在、法定協議会数は551、構成市町村数は1,640に達し、全国2,868市町村の5割に近い市町村が合併協議を進めています。

総務省は、現行合併特例法の期限である平成17年3月に向けて市町村合併を協力を推進するとともに、現行合併特例法の改正により、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併する市町村に対して、現行合併特例法の財政支援措置等の特例措置を受けることができることとしています。

また、合併特例区及び地域自治区(いわゆる地域自治組織)制度を創設し、旧市町村のまともりに配慮しつつ、合併することを可能としました。さらに、合併新法により、平成17年4月以降も市町村合併を推進することとし、合併に関する障害を除去する特例措置(合併特例債は廃止)、都道府県による市町村合併の推進に関する構想の策定等の規定を設けています。

全国各地において、現在合併協議が山場を迎えています。

【全国の市町村数2,571(市729 町1,465 村377 平成17年3月28日現在)】

【平成11年3月31日 3,232 平成18年3月31日 1,822(申請済を見込む)】

今一度、市町村合併の背景事情を整理すると、市町村を取り巻く環境は次のとおり大きく変化しており、市町村においては社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応したサービスを効率的かつ安定的に提供できる体制づくりが急務となっています。

住民ニーズの広域化・高度化にともなう高度な行政サービス

交通・情報通信手段の飛躍的発達に伴い、住民の日常生活圏は、市町村の区域を超えて拡大しています。このため、行政に対するニーズも広域化しており、市町村の区域を超えたまちづくりや取り組みが求められています。また、質のうえでも、住民ニーズは高度化しており、より専門的で高度な行政サービスを供給できる体制づくりが求められています。

地方分権の推進 自己決定・自己責任の原則に基づいた地方分権の推進

地方分権の担い手である市町村には自己決定・自己責任の原則に基づき、住民とのパートナーシップのもと、個性豊かな地域社会を築いていくことが求められています。

そのためには、期待される役割を十分担えるよう市町村の行財政基盤の強化が課題となっています。

少子・高齢化の進行の中で誰もが安心して暮らせるサービスの維持・向上

本格的な少子・高齢化社会の到来により、保健福祉の分野を中心に市町村が提供するサービスの内容が高度化・多様化しています。

今後も保健福祉サービスを中心に、住民ニーズは質・量ともに増大することが見込まれるため、市町村には誰もが安心して暮らせるよう、サービス水準の維持・向上を図ることが求められています。

厳しい財政状況の中で最小のコストで最大のサービスを将来にわたって安定的に提供できる体制づくり

(2) 国・地方財政参照

(2) 国・地方財政

国の財政は、平成16年度予算では公債依存度が44.6%にも及ぶなど、平成16年度末の公債発行残高が約483兆円(普通国債残高)となり、地方の債務残高(204兆円)と国の長期債務等合わせると716兆円(平成17年度末774兆円程度の見込み)にも上るものと見込まれ、**先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況です。**また、歳入歳出構造はますます硬直化してきており、財政構造についての思い切った見直しがなければ、歳出と税収の多額のギャップは年々拡大していく可能性が高くなります。したがって、財政構造改革の取組を強化し、将来世代に責任が持てる財政を確立する必要があります。

平成17年度の予算編成においては、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、構造改革を一層推進するため、「改革断行予算」という基本路線を継続し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図る必要があります。このため、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化しています。また、歳入面においては、足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について平成16年度(36.6兆円)よりも減額することを視野に極力抑制しています。

地方財政については、国と地方に関する「**三位一体の改革**」を推進することにより、**地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ります。**特に国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行うこととし、改革に伴う税源移譲は、平成16年度の所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め概ね3兆円を目指しています。また、地方交付税について

は、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税等の一般財源の総額を確保します。なお、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入(現行75%)することとしています。

(3) 長野県の動向

市町村合併に関する基本方針

県は、平成12年に策定した「**長野県市町村合併推進要綱**」の中で次のような基本的な考え方を示しています。

国・地方自治体を通じた厳しい財政状況のもと、地方分権の推進や住民ニーズの広域化・高度化等に的確に対応していくためには、期待される役割を担うことができる市町村の体制づくりが重要です。市町村合併は、市町村の行財政基盤を強化し、新たなまちづくりを進めるうえで有効な手法のひとつですが、地域の将来のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、それぞれの地域において主体的な議論や検討が十分に行われることが必要です。

このため、**県においては、地域の実情を踏まえた自主的な合併を基本とし、それぞれの地域において地域の将来を見据えた十分な議論や検討が行われるよう、必要な情報提供や助言を行います。**

また、合併を検討する市町村に対しては、その取組が円滑に推進されるよう要望を踏まえた支援を積極的に行います。

「自律」支援プランの概要

県は、平成15年に「**自立支援プラン**」策定しました。新たなる commons の創出を目指し、合併を選択する・しないにかかわらず全ての市町村が地方分権時代にふさわしい自律的な市町村を確立することが重要であるとの認識に立って、県は**市町村の最大限の自助努力を前提として必要な支援を行なうとしています。**

主要な施策

地域の広域的課題への対応・支援 既存の広域連合、一部事務組合の充実・強化のための調査・研究支援など。

市町村の機能補完 市町村、広域連合等における専門的な行政需要等に対応するために必要に応じ県職員の派遣など。

財政的支援 集落創生交付金の創設(16年度実施:17年度は、廃止となる地域づくり総合支援事業と合わせて、信州ルネッサンス革命推進事業(commons支援金)に移行し継続予定)など。

地方制度の研究支援 地域自治組織など

情報提供、行財政運営等に関する研究支援の充実

2 木祖村の現況

(1) 人口の推移 ~ 今後1年間に約40人減少し続ける ~

昭和40年でピークを向かえた木祖村の人口は、昭和60年に増加しています。これは、味噌川ダム工事関係者が、木祖村に在住した結果であり、その後は減少傾向にあります。

最近5年間の人口動態も、減少傾向を示しています。社会増減は波があるものの、5年間の平均では、年11.6人減少しています。また、出生数よりも死亡数が多く、年平均で28.4人の減少となります。両者を合計すると、**年平均約40人、総人口が減少し続けています。**

最近5年間の人口動態

	転入	転出	出生	死亡	社会増減	自然増減
平成11年度	101	105	18	46	4	28
12年度	99	112	22	44	13	22
13年度	104	124	14	42	20	28
14年度	80	105	24	56	25	32
15年度	97	93	20	52	4	32
5年間の平均					11.6	28.4

資料：各年度末3月31日現在の住民基本台帳より

この人口動向を考慮し今後の人口を推測すると、**現在よりも過疎化が進行するといえます。**社会増減を考慮しない場合には、年30人強の人口減少が続くものと推計できます。**その結果、10年後には総人口が約9%減少してしまうことになります。**

社会増減を考慮に入れると、その減少傾向はさらに顕著になると推計されます。これまでの過疎化対策など積極的な政策を進めなければ、現在の過疎化の進行は止まらないといえます。**人口の増加を図るために働く場を創出するなど、村外からの転居者を積極的に受け入れる環境をつくるとともに、若者が喜んで村に残れるような施策を実施する必要があります。**

自然増減だけを考慮した人口推移予測

	平成16年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年
0～14歳	386	303	233	202	192
15～64歳	1,916	1,829	1,736	1,520	1,367
65歳～	1,116	1,102	1,072	1,081	1,020
人口総数	3,418	3,234	3,041	2,803	2,579
高齢化率	32.7%	34.1%	35.3%	38.6%	39.6%
年平均自然増減	-	37	39	48	45

資料：厚生省統計情報部「平成10年度簡易生命表」及び平成16年4月1日現在の住民基本台帳より推計

最近5年間の社会増減も考慮した人口推移予測

	平成16年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年
0～14歳	386	316	232	189	146
15～64歳	1,916	1,632	1,424	1,127	920
65歳～	1,116	1,123	1,082	1,076	1,006
人口総数	3,418	3,071	2,738	2,392	2,072
高齢化率	32.7%	36.6%	39.5%	45.0%	48.6%
年平均社会増減	-	29	18	13	8

資料：厚生省統計情報部「平成10年度簡易生命表」及び

平成12年から平成16年までの各年4月1日現在の住民基本台帳より推計

(2) 産業別構造の推移 ～活気がなくなり厳しい状況～

農林業の衰退により、農業・林業などの第一次産業従事者は、大きく減少してきました。味噌川ダム工事などにより、昭和60年、平成2年と一時的に工業・建設業などの第二次産業従事者は増加しました。その影響で、商業・飲食業などの第三次産業従事者の割合が減少しましたが、その実数は一貫して増加傾向にあります。

第三次産業従事者が増えてきた背景には、交通網の整備などによる観光産業の進展があります。しかし、厳しい日本経済の状況などから、ここ数年観光入り込み客数も減少傾向にあります。地元の材料を活かした木工業も、かつてのような活気がなくなり、厳しい状況にあります。

(3) 財政の状況 ～厳しい財源の中で自主的・自立的なむらづくりを～

村の税収は、平成9年度に竣工した味噌川ダムに関連する固定資産税(償却資産税等)の影響により、従来に比較して約4億円の増収となっています。しかし、普通地方交付税はその増収分の75%が減収となるため、自主財源の実質的な増加額は約1億円となっています。

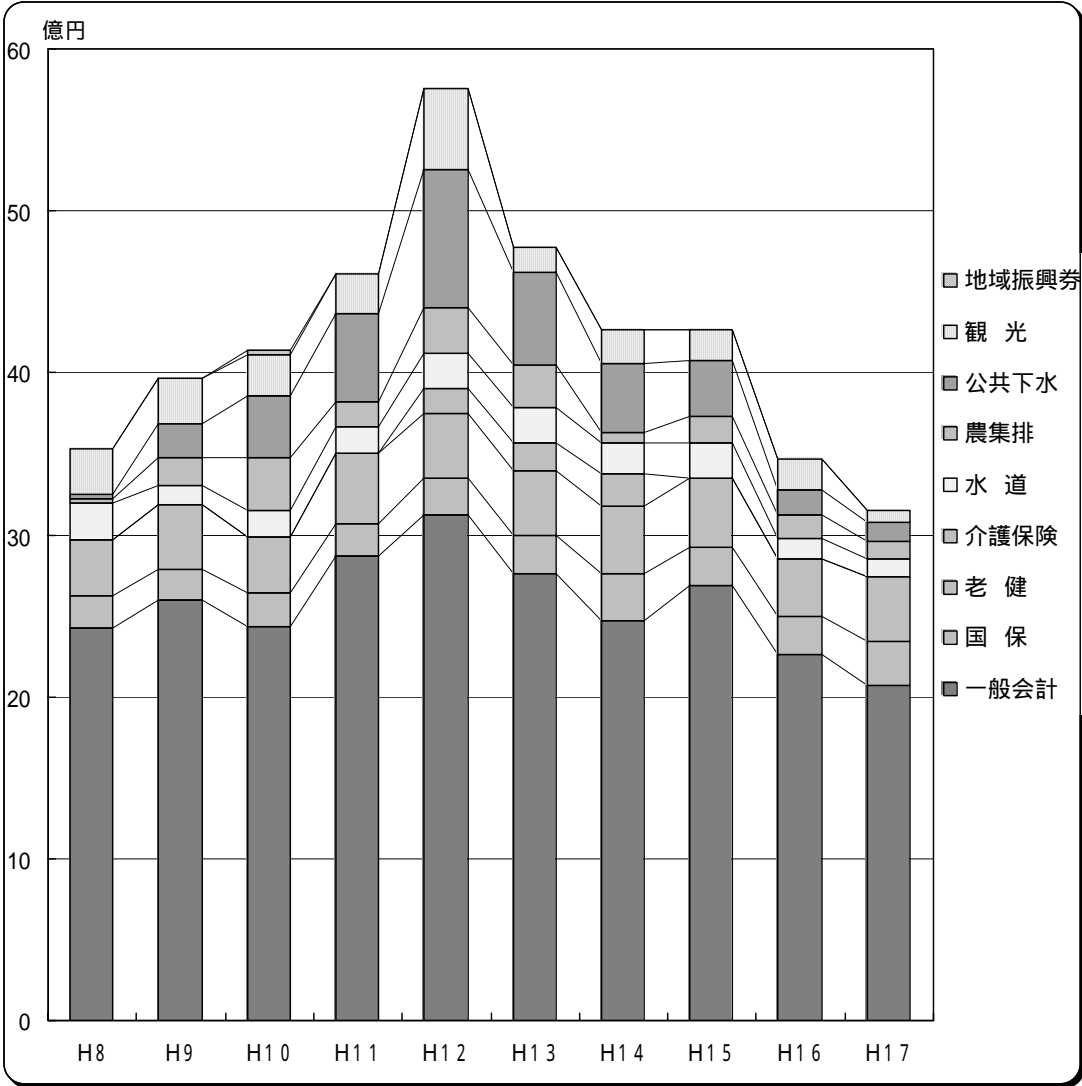
また、長期化する経済不況の影響から村内消費の落ち込みや企業収益の悪化が著しく、さらに恒久的減税も実施されるなど個人・法人村民税は減少しています。

村税の落ち込み、地方交付税の減額、国県補助金・負担金の削減、地方債の抑制など歳入の伸びは期待できない反面、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)や木曾広域連合への分担金、他会計への繰出金の増加などにより、政策的・投資的経費への財源を圧迫している現状にあります。

平成12年度と平成15年度を比較すると、ある程度改善されてはいますが、依然として公債費の占める割合が高くなっており、村債発行額の抑制など、公債費を注視した財政運営が必要になります。

厳しい行財政環境のもと、構造改革を踏まえた国の予算編成の動向や地方財政対策などを見極めながら、全力を挙げて所要財源の積極的な確保を図ります。また、自立した村として存続してためにも、**自主的・自立的な行財政運営に努め**、施策・事業の一層の効率化と厳しい選択に取り組み、村債の抑制にも十分留意し、将来にわたる財政の健全性の確立を図りながら、木祖村が目指す、「豊かな水と緑に育まれた『源流の里』を子どもたちに受け継ぐ」の着実な実現に取り組んでいきます。

当初予算額の推移



(単位:千円)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
一般会計	2,424,000	2,596,000	2,432,000	2,866,000	3,118,368	2,756,681	2,467,628	2,690,717	2,256,277	2,069,202
国保	196,261	195,001	206,551	204,615	229,122	238,722	289,420	235,313	241,480	275,540
老健	350,676	399,075	349,946	436,954	405,866	402,425	419,247	427,938	355,793	396,188
介護保険	0	0	0	0	150,962	171,838	203,764	0	0	0
水道	222,242	114,300	164,373	159,393	220,224	212,514	191,624	212,538	126,047	107,069
農集排	30,000	171,800	328,000	150,714	282,325	267,209	62,986	163,859	146,988	106,775
公共下水	29,500	213,200	379,000	544,550	851,813	569,524	419,165	341,244	150,963	125,229
観光	281,224	275,021	254,021	246,001	495,788	156,670	211,203	194,501	188,762	68,134
地域振興券	0	0	23,512	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,533,903	3,964,397	4,137,403	4,608,227	5,754,468	4,775,583	4,265,037	4,266,110	3,466,310	3,148,137

基金の年度末残高見込み (平成17年度には利息分積立金額も含んでいます。)

(単位:千円)

基金名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
財政調整基金	458,747	447,939	345,264
減債基金	50,855	48,730	48,749
特定目的基金			
・ふるさと創生基金	208,879	172,950	173,019
・林業振興基金	43,879	38,317	32,042
・防災行政無線基金	17,881	16,744	16,750
・産業振興基金	30,000	30,000	30,000
・福祉基金	81,090	81,090	81,090
・ふるさと保全基金	4,000	4,000	4,000
・木曾川水源の里すこやか基金	106,803	106,803	106,803
定額運用基金			
・土地開発基金	136,492	136,544	136,596
・奨学資金基金	12,306	12,308	12,310
その他			
・国民健康保険支払準備基金	10,121	10,126	10,136
合計	1,161,053	1,105,551	996,759

財政状況(決算額)

(単位:千円)

区分	平成12年度	平成15年度
歳入総額A	3,086,617	2,837,609
一般財源	2,384,474	1,875,476
国庫支出金	162,061	111,726
県支出金	72,209	117,374
地方債	341,400	512,700
うち 過疎債	0	185,900
その他	126,473	220,333
歳出総額B	3,015,171	2,821,245
義務的経費	1,150,409	1,029,652
投資的経費	665,982	628,258
うち 普通建設事業	665,982	628,258
その他	1,198,780	1,163,335
(過疎対策事業費)		336,644
歳入歳出差引額C(A-B)	71,446	16,364
翌年度へ繰越すべき財源D	56,210	9,767
実質収支 C-D	15,236	6,597
財政力指数	0.341	0.417
公債費負担比率	24.4	24.3
起債制限比率	10.9	9.6
経常収支比率	73.7	74.9
地方債現在高	3,211,153	3,312,521

3 町村合併の検討から自立へ

地方分権の時代を迎え、住民に最も身近な町村の役割が一層重要になってきており、**自己決定・自己責任の原則**のもと、高齢化・多様化する住民ニーズに対応し、個性豊かな地域社会を築くことが求められています。これからの町村は行財政基盤を強化し、少子・高齢化社会に対応できる体制づくりを進めることが重要な課題となっており、国・地方を通じて財政が危機的状況にある中で、このような課題に応えるための一つの手段として、町村合併が検討されてきました。

木曽市構想の断念

こうした中、木曽郡町村会で木曽市施行の可能性について調査研究を進める方針が決定され、木曽郡合併討議会や合同事務局を立ち上げ具体的な調査研究を進めてきました。木祖村においては、住民への説明と意見徴収、議会として特別委員会の設置、庁内検討委員会の組織化等による対応をしてきました。その結果、アンケート調査等により住民の意思は合併に向いていると判断し、任意合併協議会が立ち上げられ、参加する方針で議会の協議も経て平成14年7月3日、各町村の意向表明の場である町村会に臨みました。しかし、結果は11町村の調整がつかず木曽市構想は断念せざるを得ないこととなりました。

木曽町(7町村)構想から離脱し自立へ

翌月9日、木祖村、日義村、木曽福島町、三岳村、開田村、王滝村、上松町の7町村で木曽市構想断念の後を受け、「木曽町任意合併協議会」を設立して人口2万5千人規模の町を目指して、合併の模索が始まり、平成15年5月14日には、法定協議会へと移行しました。木曽町合併協議会は分権型合併を目指し、新町将来構想、新町建設計画(財政計画)の策定、32項目の協定項目の協議・確認及び7町村の福祉制度をはじめ各種制度の取扱いや地方税の取扱いなどの行政サービス水準の協議・確認を進めてきました。

木祖村では、平成15年2月、地区懇談会を開催して情報提供や意見交換をした後、アンケートを実施して木曽町の法定協議会に参加することを決定しましたが、この懇談会の中で町村合併の是非については「再度住民の意向を確認する」ことを申し合わせてきており、「木祖村町村合併住民意向調査実施要綱」に基づき、7町村による木曽町合併の是非を問う投票形式による住民意向調査を平成16年6月20日に実施しました。結果は、合併に反対の票が有効投票数の66%を上回り大多数の住民の方が合併反対を選択したこととなりました。

そこで、6月22日に「木祖村議会町村合併調査研究特別委員会」が開催され、村の方針として「意向調査の結果を尊重して木曽町合併協議会から離脱をし、自立に向けて村政を進めて行く」ことを提案し全会一致で承認がされました。正式に協議会離脱の申し出を行い、平成16年7月5日開催の第23回木曽町合併協議会において、平成16年7月31日をもって解散する方針が確認されました。

新たなむらづくり

今回の合併に関する議論は、もともと明確な根拠があって、答えが導かれる問題ではありません。私達は私達の生活のために、地域の将来のために合併をしない(自立)という大きな判断をしたということであり、住民、議会、行政共々自己決定・自己責任において自立という方針で新たなむらづくりを進めていくこととなりました。

主な経緯

平成 13 年 10 月	木曽郡町村会が、木曽郡(木曽広域圏)全 11 町村の合併による「木曽市」の実現を目指し、調査・研究を開始する。
平成 14 年 1 月	木曽郡合併討議会が設立される(以後 3 回開催)。
平成 14 年 4 月	木曽郡町村合併合同事務局が開設される。
平成 14 年 5 月	郡内において、市町村合併に関する住民説明会及び住民アンケートが実施される。一部の町村で、木曽市構想反対が多数を占める住民アンケートの結果が公表される。
平成 14 年 7 月	木曽郡町村会において、「木曽市構想」が断念される。
平成 14 年 8 月	郡内 7 町村(木曽福島町、上松町、木祖村、日義村、開田村、三岳村、王滝村)による「木曽町任意合併協議会」が設立され、第 1 回協議会が開催される。(委員 14 名、以後 7 回まで開催)。
平成 15 年 3 月 14 日	法定合併協議会である「木曽町合併協議会の設置」が議決される。
平成 15 年 5 月 14 日	法定合併協議会である「木曽町合併協議会」が 7 町村により設立され、第 1 回協議会が開催される。(委員 35 名、以後 23 回まで開催)。
平成 16 年 6 月 20 日	7 町村の合併の賛否に対して住民意向調査を実施する。結果は反対が有効投票の 67%を占める。
平成 16 年 6 月 22 日	村長より住民意向調査の結果を尊重して、合併協議会からの離脱したい旨を議会町村合併調査研究特別委員会へ提案し、全会一致で了承する。
平成 16 年 7 月 13 日	法定協議会である「木曽町合併協議会の廃止」が議決される。
平成 16 年 7 月 31 日	木曽町合併協議会が解散となる。

住民の意向確認について

《木祖村市町村合併住民アンケート調査》 合併の必要性についての調査

- ・実施時期 平成 14 年 5 月 16 日～ 6 月 5 日
- ・調査対象 昭和 62 年 4 月 1 日以前に生まれた村民 3,275 人
- ・回収数 2,542 ・回収率 77.6%

合併は必要 1,211人 51.4%
合併は不必要 567人 24.1%
わからない 576人 24.5%

《木祖村町村合併住民アンケート調査》 木曽町法定協議会の参加の有無を調査

- ・実施時期 平成 15 年 2 月 7 日～ 2 月 24 日
- ・調査対象 昭和 62 年 4 月 1 日以前に生まれた村民 3,227 人
- ・回収数 2,327 ・回収率 72.1%

合併協に加入 1,091人 46.9%
合併をしない 406人 17.4%
わからない 728人 31.3%
その他 88人 3.8%
無回答 14人 0.6%

《町村合併住民意向調査》 木曾町合併の賛否を調査

- ・投票日 平成16年6月20日(期日前投票：6月15日～6月19日)
 - ・調査対象 昭和62年4月1日以前に生まれた村民3,099人
 - ・投票者数 2,319 ・投票率 74.83%
- | | | |
|-------|--------|-------|
| 合併に賛成 | 757人 | 32.6% |
| 合併に反対 | 1,541人 | 66.5% |
| 無効投票数 | 21人 | 0.9% |

各種会議等の開催状況について

《木祖村地区行政懇談会》

- ・平成14年 1月28日～ 2月27日 村内19会場 440名参加

《木祖村町村合併地区行政懇談会》

- ・平成15年 2月 7日～ 2月20日 村内19会場 468名参加

《木祖村町村合併報告説明会》

- ・平成15年11月20日～11月29日 村内 6会場 148名参加

《木祖村議会町村合併調査研究特別委員会》

- ・平成14年10月29日～
平成16年 6月22日 20回開催

《木祖村町村合併住民懇話会》

- ・平成14年12月 3日～
平成16年 7月13日 16回開催

《木曾町任意合併協議会》

- ・平成14年 8月 9日～
平成15年 2月28日 7回開催

《木曾町合併協議会》

- ・平成15年 5月14日～
平成16年 7月 5日 23回開催

《木祖村町村合併地区懇談会》

- ・16年5月16日～6月10日 村内19会場 716名参加

4 基本方針 ～木曾川源流の里 木祖村のむらづくりのために～

(1) 村民と行政による協働のむらづくり

～村民主体のむらづくりをめざして～

豊かな水と緑に育まれた「源流の里」を子どもたちに受け継ぐむらづくりを進めるために、村民の主体的な参加による行政との協働によるむらづくりを進めることが不可欠です。一人ひとりが「**村づくりの主演**」として、それぞれの個性や能力を十分に発揮できるような機会の創出と、村民が行政に対して興味や関心が持てるような、仕組みづくりを行なう必要があります。

「協働のむらづくり」は、村民の皆さんや団体と行政がそれぞれ、お互いの立場を認め合い、尊重し合いながら、対等の立場で協力して、むらの将来を考え、むらづくりを進めることです。現在、国と地方の関係を見直し、地域ごとにその特色を生かした政策が行われるよう地方分権が進められています。このことは、地方自治体に自己決定と自己責任による自治体運営が求められているということでもあります。そのためには、これまでの行政主導のむらづくりから村民の意思に基づく村政運営と村民主体の村づくりへと変えていく必要があります。

協働とは

協働とは、住民と行政が協力してむらづくりを進めることです。ここで言う住民とは、地域のコミュニティやボランティア団体、民間組織等も含まれます。**補完性の原理**に基づき、**互いの得意分野を活かし、苦手な部分を補い合うこと**で大きな成果をあげることが、協働の理想と言えるでしょう。

補完性の原理とは

補完性の原理とは、住民一人ひとりが、まずは家族等の協力で、さらには地域での協力で、できることは行い、それでもできないことを行政が担う考え方になります。

協働と補完性の原理に基づくそれぞれの役割の整理

住民の皆さん(個人のボランティア) **【自助】**や、自治組織(隣組や行政区や行政区の合同体 = 地域自治協議会: 仮称) **【共助】**、そして行政(村) **【公助】**がそれぞれの役割分担をしてむらづくりに取り組んでいきます。

例えば次のように整理することができます。

自助 (自分でできることは自分で)

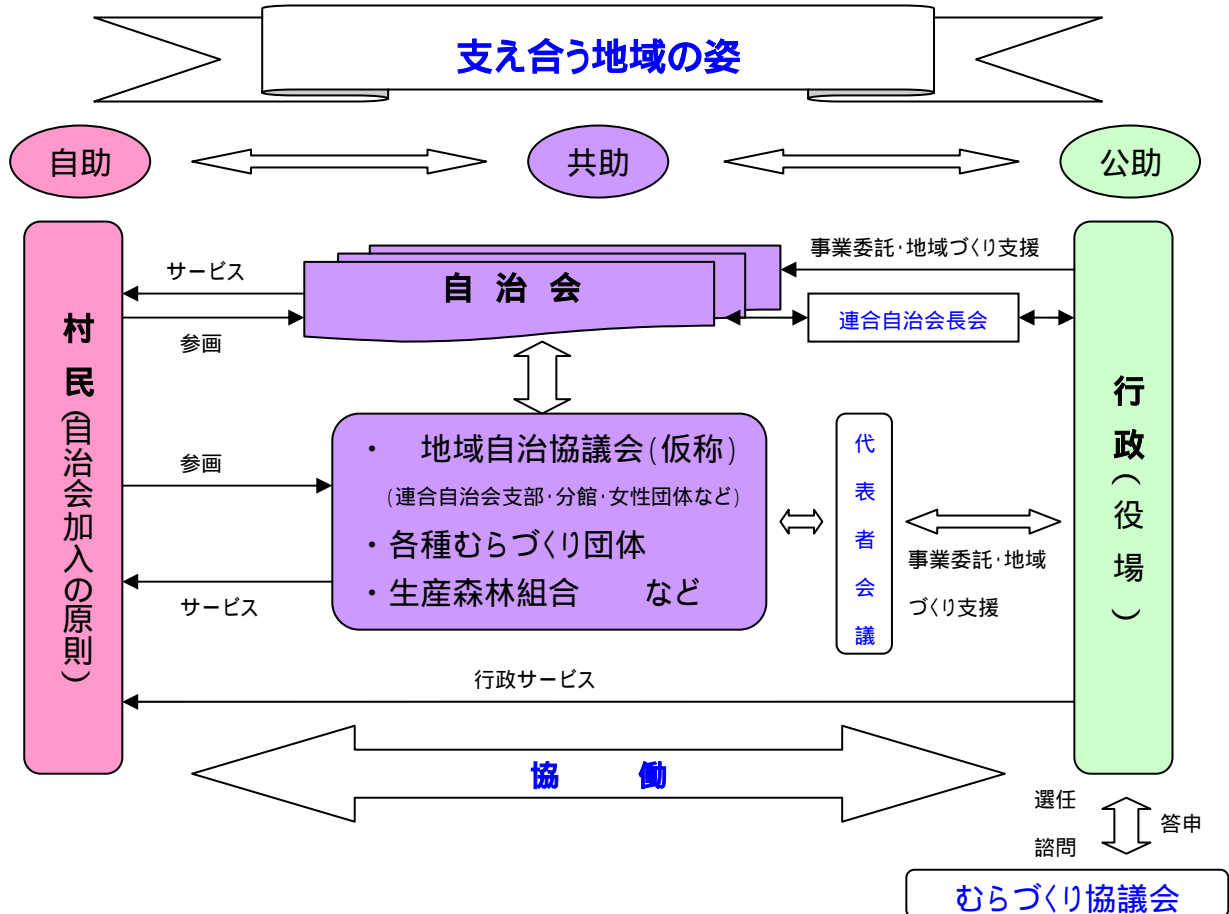
- ・ 家庭内の健康づくりに取り組む。
- ・ 生活環境、自然環境を大切にする。
- ・ ごみの減量化に取り組む。
- ・ 生涯学習に取り組む。
- ・ 地域の活動に積極的に参加する。など

共助 (地域でできることは地域で)

- ・ 隣近所での助け合い。
- ・ 地区内の環境美化、景観形成に取り組む。(リサイクルなど)
- ・ 地域内の道路、水路の簡易な維持管理に努める。(除雪、側溝さらい、原材料支給など)
- ・ 地域内の安全安心の確保。
- ・ 地区集会施設の維持管理。
- ・ 地域内の公園の維持管理。
- ・ 共有林の管理。
- ・ 在宅高齢者福祉 など

公助 (自助・共助で無理なことは補完で)

- ・ 社会資本の整備や維持管理
- ・ 福祉の充実
- ・ 教育の充実
- ・ 地域、団体への助成
- ・ 地区当番制 など



協働の要（かなめ）「自治組織」

自治のあり方基本的事項

風通しの良い地域

- ・老若男女を問わず、住民 1 人ひとりが参画し、自由に発言(提案・提言)することができかつ、その意見を受け止めることができる地域。
- ・情報公開・情報提供がされ、皆で共に考えていくことができる地域。

自助・共助能力のある地域

- ・支えあい、助けあいの精神のもとで、お互いが安心安全な地域づくりをし、より豊かで潤いのある生活を追及していくことができる地域。
- ・個人としてできること(自助)、地域としてできること(共助)の視点で、地域課題に取り組むことができる地域。

関係諸団体との連携と行政と協働の関係にある地域

- ・公民館分館や生産森林組合(林協)との連携。
- ・行政とは上下関係ではなく、対等のパートナーに位置づけ。

組織検討の進め方

- 第 1 ステップ 現在の自治会組織を継承しながら、役割分担の整理をしていきます。
- 第 2 ステップ 住民の声「地域の課題」に対応できる自治会組織を地区ごとに検討していきます。
- 第 3 ステップ 地域自治協議会に加わる各種団体や、目的・組織体制等について検討していきます。

組織構成とその位置づけ

各区自治会

- ・「地域」の最小単位であり、お互いが顔の知れた、名前を呼べば返事が返る範囲です。
- ・既に 22 の自治会が存在します。これを核に活動の展開を図ります。

地域自治協議会

- ・大字単位に3つの地域自治協議会を設置します。(住民が自発的に設置)
- ・大字に属する各区と、関連団体から委員を出すことにより構成します。
- ・大字単位の地域での共通課題に取り組みます。
- ・地域と行政の接点と位置づけます。
- ・具体的なイメージ

例として、現在でも行なわれている小木曽地区の運動会に見られます。一つの運動会開催という地域の課題に対し、自治会や分館、林協など各種団体が協議し課題に対応していく姿が地域自治協議会のイメージになります。運動会に限らず、地域の課題、住民の声に即対応できる体制を整えておくための組織とも言えます。

職員地区当番制

全職員を22の行政区(自治会)に配置

- ・村民と行政の協働によるむらづくりを進めるため、村の職員がパートナーとして各行政区の活動を支援するとともに、各区の課題解決等に相談・助言を行なう体制を強化します。

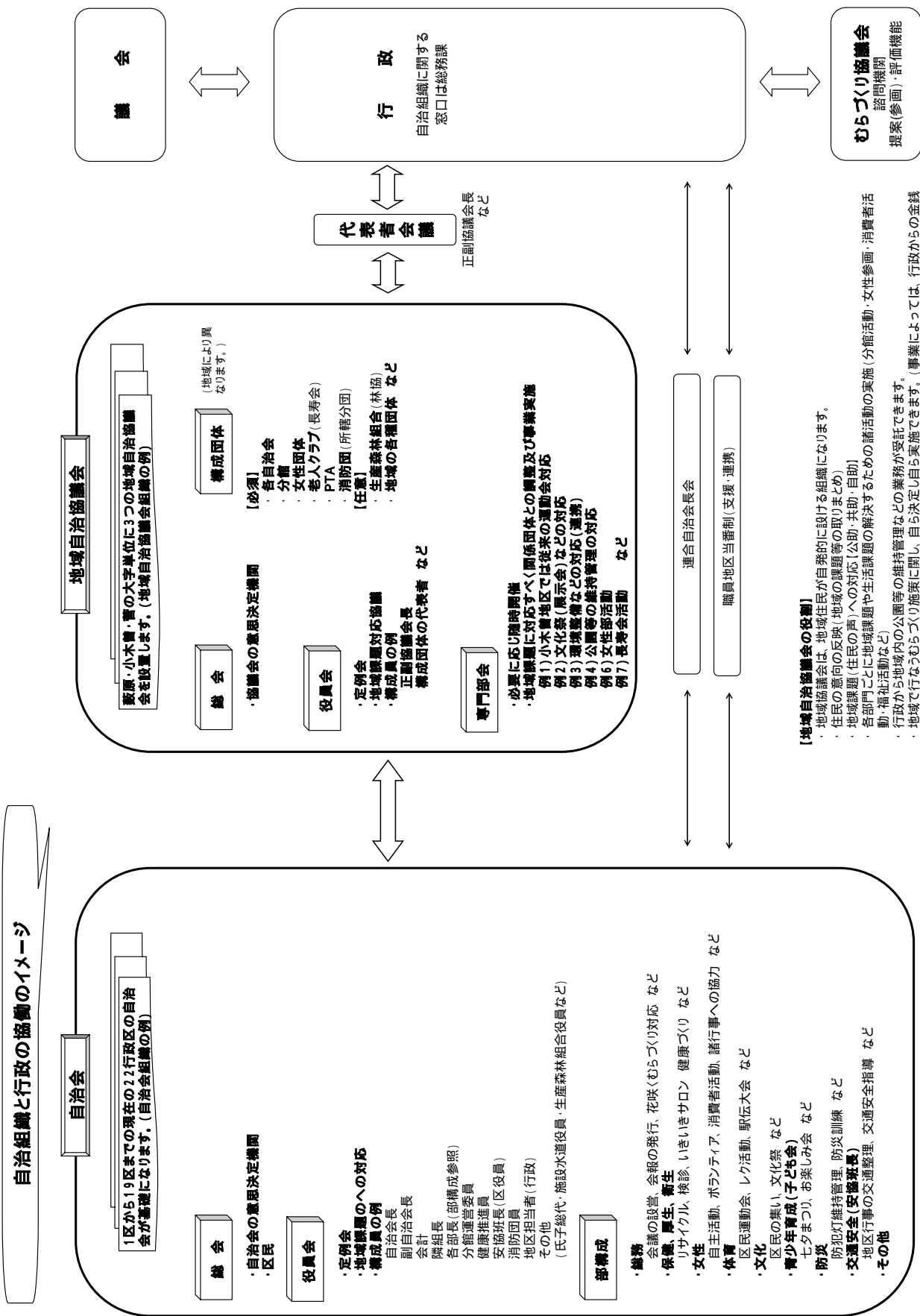
むらづくり協議会

組織構成とその位置づけ

実質的な自立政策(プラン)検討機関であった「木曽川源流の里むらづくり協議会」の後継組織として、各種団体推薦者及び公募委員で構成します。諮問機関として、自立プランの推進に向けて研究・協議し村に提案します。また、第4次総合計画策定に反映させる具体的な提言等についても研究・協議します。



(自治組織と協働のイメージ)



(2) 事務事業の再構築 ～すべての事務事業を評価・検証～

地方分権時代における村の役割を踏まえつつ、社会・経済の急激な変化による住民ニーズに対応するため、効率性・必要性・成果を重視しながら評価・検証します。なお、村民の皆さんとの協働分野、民間への委託分野等幅広く検討します。

重点事業（施策）の見直し

「木祖村第三次総合計画」及び「木祖村過疎地域自立促進計画」の基本理念を踏まえながら、自主自立のむらづくりを実施していくため、重点課題を明らかにし、今後の方向性(1)自立のむらづくり重点施策(P26～)のとおり見直します。

事務事業の主な見直し状況（平成17年3月現在）

むらづくり協議会の検討内容を十分に考慮し、評価・検証を踏まえた事務事業の見直しを行っています。

補助金・交付金

・各種補助金・交付金は内容を精査し、行政の役割分担としてふさわしくないものや所期の目的を達成したものについては廃止します。また、各種団体補助は原則5%の縮減を行なう方針です。

【主な団体等への補助金・交付金の予定額】

(単位:千円)

項 目	H16	H17	項 目	H16	H17
交通安全協会木祖支部	712	676	村おこし事業補助	50	50
連合自治会研修補助	330	0	肉牛を育てる女性の集い	47	0
民生児童委員協議会	1,600	1,520	商工会	5,225	4,960
消費者の会	114	108	木工青年研究会	190	180
老人クラブ連合会	475	451	お六櫛生産組合	47	44
長寿社会開発センター 活動グループ	25	23	観光協会	3,550	1,000
保育所保護者会	47	44	連合婦人会	285	270
母子・父子・寡婦福祉会	76	72	小学校PTA	47	44
身体障がい者福祉協会	190	180	中学校PTA	76	72
更生保護女性会	40	38	スポーツ少年団	304	304
手をつなぐ親の会	65	61	分館事業交付金	1,600	1,330
食生活改善推進協議会	52	49	体育協会	760	722
食品衛生協会	23	0	各地区集会施設	340	0
農業生産振興補助	494	469			

議 会

・議会議員の条例定数が12名から10名に変わります。(次に行われる一般選挙から適用になります。)

福祉事業

- ・小中学校の入学時の祝い金の支給は、10,000円としました。
- ・寝たきり老人、障がい者介護者慰労金の支給は、廃止としました。
- ・敬老祝い金の支給は、廃止する方針です。なお、村長のお祝いメッセージや表彰状などの形でお祝いします。
- ・村主催行事としての敬老会は廃止します。



保育料

- ・階層区分は現状と同じ7階層ですが、国の基準の8割(3歳未満)、6割(3歳以上)以上になるように順次引上げる方針です。(17年度は現行の約5%の引上げとなります。)

【3歳以上児の一例】

(月額)

階層	定 義	国基準額	H16	H17
4	所得税課税世帯 所得税 64,000円未満	27,000円	16,400円	17,200円
5	〃 所得税 160,000円未満	41,500円	20,900円	21,900円

保健衛生事業

- ・胃、子宮がん、マンモグラフィーの各検診に係る自己負担額を約3割としました。(例:胃検診 1,100円を1,300円に)
- ・各種検診に係る70歳以上の方についても自己負担をいただきます。(例:胃検診 無料を500円に)
- ・村民税非課税世帯や生活保護世帯の方からは自己負担はいただきません。
- ・献血者への村からの記念品は廃止します。
- ・平成17年度から、地区集会所を巡回し、地域健康づくり教室を開催します。木祖村で発症率の高い、脳血管疾患や心疾患は高血圧に起因しています。このため、高血圧予防について理解を深めていただき、生活習慣を見直し、予防対策をすすめていきます。



国民健康保険

- ・毎年税率の見直しを行ないます。慢性的な歳入不足を解消するため被保険者に必要な負担をしていただきます。しかし、急激な負担増を防ぐため平成17年度については一般会計からの繰入による歳入不足の補填を行ないますが、平成18年度からは原則繰入しなくてもよい国保財政としていく方針です。なお、督促手数料、延滞金については、条例どおりご負担いただきます。

【健全な国保財政とするために国保税率を改正した場合(平成17年6月)の負担見込額】

例1	4人世帯の場合(世帯主41歳・妻41歳・子ども20歳・母親64歳 課税標準370万円:固定資産税額5万円)	例2	1人世帯の場合(世帯主64歳 課税標準30万円:固定資産税額1万円)
----	---	----	------------------------------------



項 目	H16	H17
医療費分	304,900円	435,000円
介護分	68,550円	80,000円
計	373,400円	515,000円



項 目	H16	H17
医療費分	53,100円	95,600円
介護分	14,450円	25,700円
計	67,500円	121,300円

方針に沿った算出になりますので、国保税率改正の協議結果により変動しますので目安としてください。

農 業

- ・農業委員会の委員定数が20名から11名に削減されます。(7月の選挙から適用になります。)
- ・有害鳥獣駆除対策:防除ネット 購入額の半額補助を3割補助としました。
- ・有害鳥獣駆除対策:電気柵 購入額の半額補助を3割補助としました。(限度額は30,000円を27,000円に)
- ・土地改良事業の賦課徴収については、現行の5%を15%以内に上げます。(平成17年度以降採択事業から)
- ・組合営土地改良事業の組合負担は、現行の5%を15%以内に上げます。(平成17年度以降採択事業から)
- ・施設整備、機械購入等に係る村の高上げ補助は行ないません。



林 業

- ・森林整備事業(間伐)の村高上げ率11%を8%程度に下げます。(森林整備協定による基金投入が計画されており、村及び所有者の負担が低減されることが見込まれます。)
- ・植(育)樹祭の開催規模を縮小(懇親会の廃止)します。
- ・林道開設(改良)に係る受益者負担を現行の5%を15%以内に上げます。(平成17年度以降採択事業から)
- ・猿捕獲奨励金は、現行を当面存続しますが檻管理費等は全廃になります。

道路維持管理

- ・除雪の出動基準が現行の6cmから10cmになります。路線の見直しは住民の協力を得て選定し、主に幹線道路に重点を置くようになります。
- ・請負と直営・地元対応の区別を明確にします。小規模修繕などは、直営又は地元(資材支給)で対応していただくこととします。

観 光

- ・4大イベントを次のように見直します。

やぶはら高原ハーフマラソン大会

多くの村民がボランティアスタッフとして関わることから、村内で行なわれるイベントとしては参加者が最も多く、村内の主要イベントとして位置付けられています。内容を再検討(経費の削減等)しながら引続き開催します。



日曜絵画展

村内企業の支援を受けながら、下流地域の参加を呼びかけ引続き行なっていきます。



俳句大会

平成16年度で一つの区切りとして取り止めます。鳥居峠に投句箱を設置します。

溪流釣り大会

人的な応援体制を整え、ルアー部門の協力を得ながら予約制とし実施していきます。

- ・スキー場 村営リフトの民営化を図ります。

平成17年度は運営予算は組まず、新会社に上下分離方式による索道事業の譲渡をします。

- ・こだまの森 収益施設を順次民間へ経営委託します。



上下水道

・水道料金が単一従量制(超過料金が一定額)から段階別従量制(超過使用量が増すごとに超過料金単価が高くなる)に変わります。

・平成17年度から計画的に料金改定を行い、自主財源を確保し経営の健全化と安定化を図ります。(17年度料金は条例改正済)なお、督促手数料、延滞金については条例どおりご負担いただきます。



【水道料金の今後の改定予定(13mm 一般用の場合)】

(単位:円)

項目	H16		H17		H19	H21
基本料金	~ 10m ³	1,680	~ 10m ³	1,680	1,680	1,837
超過料金	11 ~	126	11 ~ 20	126	147	168
			21 ~ 40	147	168	189
			41 ~ 60	168	189	210
			61以上	189	210	231

【現行と17年度の月額料金比較】

(単位:円)

使用水量	H16	H17
0 ~ 10m ³	1,680	1,680
20	2,940	2,940
30	4,200	4,410
40	5,460	5,880
50	6,720	7,560
60	7,980	9,240

【下水道料金の今後の改定予定】

(単位:円)

項目	H16		H17		H19	H21
基本料金	~ 10m ³	1,575	~ 10m ³	1,680	1,680	1,837
超過料金	11 ~ 30	105	11 ~ 20	126	147	168
	31 ~ 50	115	21 ~ 40	136	157	189
	51 ~ 100	126	41 ~ 60	157	178	210
	101 ~ 300	136	61以上	178	199	231
	301 ~	147				

【現行と17年度の月額料金比較】

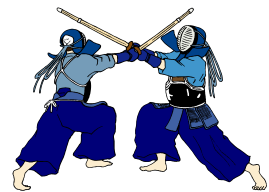
(単位:円)

使用水量	H16	H17
0 ~ 10m ³	1,575	1,680
20	2,625	2,940
30	3,675	4,300
40	4,830	5,660
50	5,985	7,230
60	7,245	8,800

教育

・社会体育施設年間使用料が1,500円から2,000円に変わります。

使用料の減免範囲が、65歳以上と16歳未満に変わります。また16歳以上18歳以下の方は新たに1,000円のご負担をいただくこととなります。



・文化財保護審議会委員の定数の見直しを17年6月の改選に合わせて行ないます。

・成人式の内容、時期を見直します。(8月開催予定)

・公民館施設等の減免基準の見直しを行ないます。(サークル等の使用料徴収の検討)

(3) 行政改革の推進 ~ 村民とともに歩み信頼される行政を ~

本村では、かつて昭和60年9月及び平成8年に「木祖村行政改革大綱」を策定し、平成10年12月の改定以来、事務事業の見直し、組織改革等、積極的に行政改革に取り組み一定の成果を上げてきました。しかしながら、本村を取り巻く財政環境は引き続き厳しい状況であります。自立によるむらづくりを進める行政のあり方に対する村民の目も大変厳しいものがあります。

このような状況から、平成17年12月に適応期間が終了する「木祖村行政改革大綱」を見直し、「木曾川源流の里」が「木祖村」で在り続けるために、効果的な行政運営を目指し「**村民参加による村政の推進**」、「**財政の健全化**」、「**職員一人ひとりの意識改革**」を重点項目として、さらに踏み込んだ行財政改革に取り組むこととします。

見直しの視点

今後、生活圏の広域化や少子高齢化社会の進展による行政需要の増大、地方分権の進展などに対応するため、これまでも増して効率的で主体的な行財政運営の確立が求められています。今までの行政改革の取り組みは、組織の改廃・職員の削減・経費の削減など、どちらかといえば量的縮小に重点を置いてきましたが、引き続きこれらの改革に取り組む中で、今後は、職員の意識改革を含めた質的な改革に重点を移し、村民から信頼される質の高い効率的な行政を実現します。

意識改革と人材育成

自立に向けての取り組みで、意識改革は重要なポイントです。

職員の意識改革 自身の職務について常に問題意識とコスト意識をもって評価し、改善すべきは改善していく意識が必要です。**義務的に職務をこなすのではなく、常にプラスアルファ、何ができるのかの視点で見直し、創意工夫していく姿勢**が大切だと考えます。

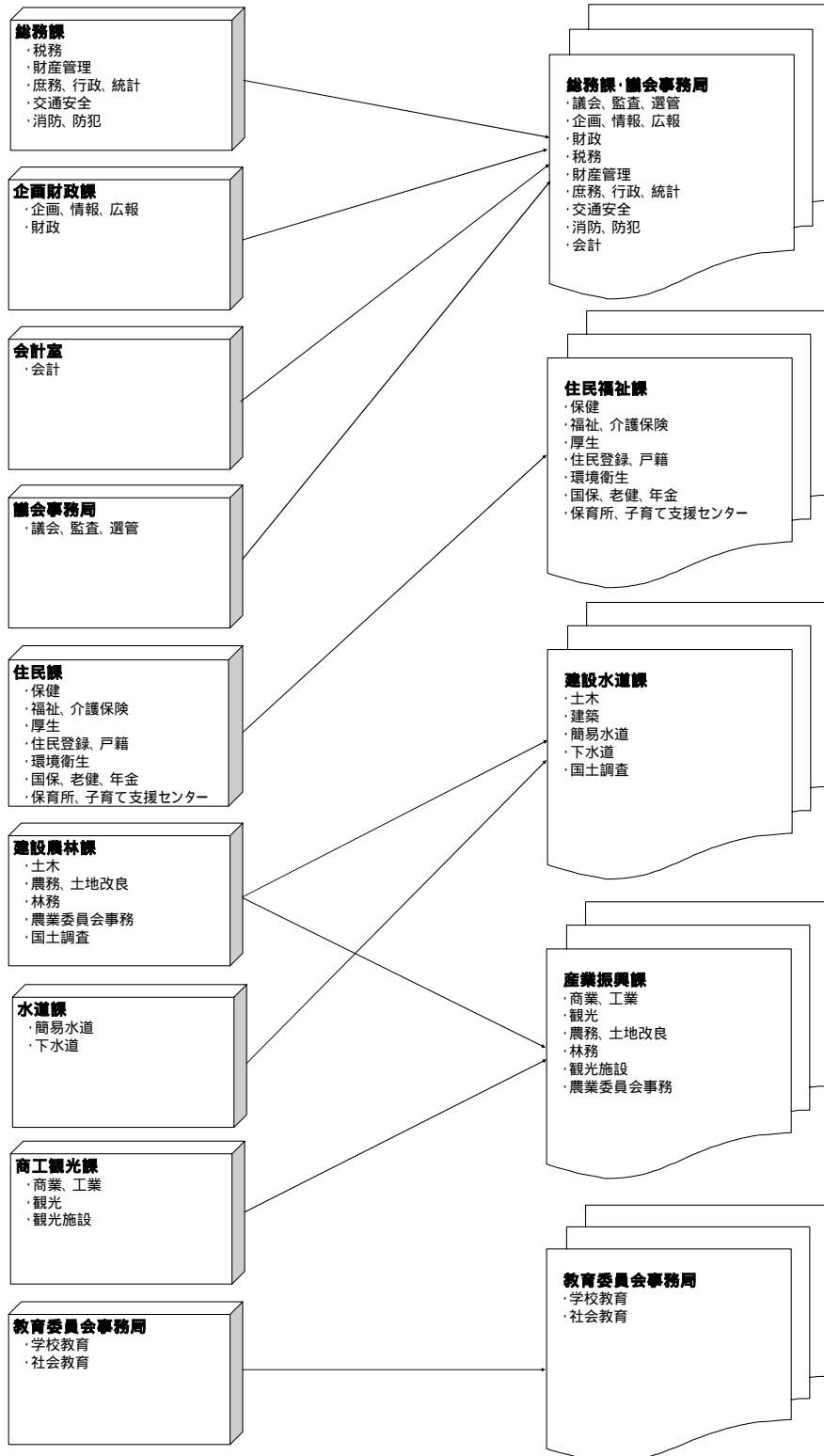
また、従来に増して、村民の目線に立った情報公開を進めることで、説明責任を果たしていくことが求められています。よって、**丁寧な説明とサービスの向上に心がけ**ていかなければなりません。

住民の意識改革 これまで地域住民と行政の関係は、陳情要望を軸として地域では予算を伴うことを依頼し、行政はそれにいかに応えていくかが基本的な形であったと考えています。これからは、住民の皆様にも、**まず地域でできることは何かを考え、お互いに支え合いと連帯の精神**のもとで、無理なくできることは地域でやっていただき、それを超える事業については行政に回すという形が望ましいと考えます。このことは、長い目で見て行政コストの削減につながってきます。今後、職員の地区当番制を軸に、**地域と行政の連携・協働 = 共に知恵を出し、汗をかいていく体制**に向けて努力しておかなければなりません。

組織の見直し

スリム化、効率化に向けて見直しを図ります。縦割りの弊害をなくし事務事業やサービス対応の即応化を図ります。また、自立に向けたむらづくり重点施策の推進のための組織体系を明確にします。

【平成17年3月までの組織】 → 【平成17年4月からの組織】



職員の定員管理・採用計画

住民ニーズの高度化、多様化に伴って増加する行政需要に対し、弾力的かつ的確に対応していくため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底等による適正な人員配置と定員管理推進します。

民間委託の推進

民間委託等の推進にあたっては、個々の事務事業について、行政自らが行うべき本来業務であるかどうかの視点に立って、住民サービスの低下を招くことなく行なうものとします。

村が責任を持って行なうべき事務事業について、その実施を民間に委託することにより、効率的、効果的な業務執行が図られる事務事業については、民間委託を推進します。

民間が主体となってサービスの提供を行なうことが望ましいものについては、民営化を推進します。

(4) 財政基盤の確立 ～優先順位の明確化と効率的運用～

厳しい行財政環境のもと、構造改革を踏まえた国の予算編成の動向や地方財政対策などを見極めながら、全力を挙げて所要財源の積極的な確保を図ります。また、自立した村として存続してくためにも、自主的・自立的な行財政運営に努め、必要事業の実施にあたっては、国、県などの財源の有効活用と歳出における優先順位の明確化による財源の効率的運用を図り、財政の適正運営を促進します。また、村債の抑制にも十分留意し、**将来にわたる財政の健全性の確立を図ります。**

なお、行財政運営状況の説明責任を果たすため、財政事情の公表、バランスシート、行政コスト決算書等の作成公表のほか、財政健全化の取組みについても実績把握と公表を行ないます。

【歳入】

自己決定、自己責任により、新たな税の検討と村税などの収納率の向上に努め、自主財源の確保を図ります。

行政サービスに係る公費負担と受益者負担の再検討を行い、受益者負担の適正化を図ります。

使用料、手数料、に関わる見直しをします。

【歳出】

業務の集約化を図り効率的な事務事業を実施するための**組織・機構改革**
特別職・一般職などの**人件費抑制**
事務事業の再構築(見直し)

組織・機構改革 行政のスリム化と適正な人事管理

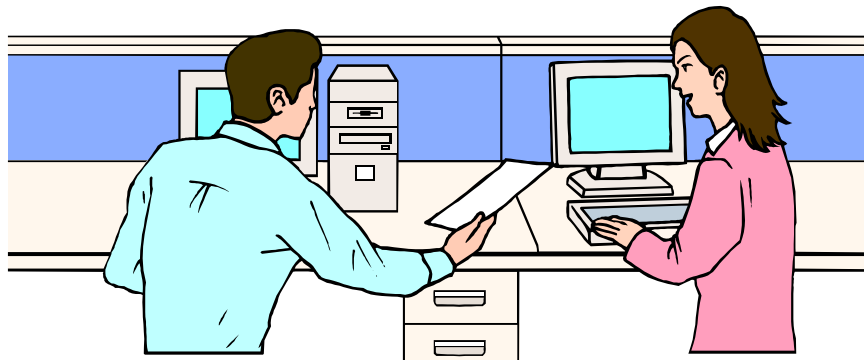
- ・「(3)行政改革の推進」のとおり。

人件費抑制 人件費は、経常経費の中で大きな比率を占めます。主として次の項目について検討していきます。

- ・ 特別職給与及び手当の見直し。
- ・ 議会議員報酬及び手当の見直し。
- ・ 一般職の給与及び手当と定員の見直し。
- ・ 審議会、条例委員等の見直し。

事務事業の再構築 効率性・必要性・成果を重視しながら検証し、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう検討していきます。(あらゆる事務事業について聖域を設けずに徹底的に見直します。)

- ・ 郵送料、光熱水費、消耗品、食糧費などの経常的な行政経費について、徹底した節減を行ないます。
- ・ 補助金・交付金・負担金について、必要性の有無と金額の妥当性など抜本的な見直しを行ないます。
- ・ 個人を対象とした現金給付による扶助費の見直しを行ないます。
- ・ 事務事業の民間委託の再編合理化について検討します。



17年度財政健全化の主な取組状況 (一般会計)

(単位:千円)

項目		主な内容	効果額	
歳入確保策	超過課税・法定外税の新設	固定資産税率の改定(1.4% 1.5%)	41,000	
		小計	41,000	
		保育料の改定	583	
	使用料・手数料の見直し	体育施設使用料の改定	198	
		小計	781	
		検診個人負担金の改定	163	
	その他	児童クラブ利用料の改定	175	
		公民館等集会施設自治会利用協力金の新設	170	
		子育て支援センター利用料の新設	40	
		水木沢天然林トイレ管理協力金の新設	50	
		教員住宅貸付料の改定	282	
		各種教室参加費の改定	108	
		小計	988	
	歳入確保策計 A		42,769	
	歳出削減策	職員数削減等	職員数 4名(49名 45名)	29,559
			小計	29,559
			給料、報酬、手当等の抑制、見直し等	給料(4~8%)の減
		期末勤勉手当のカット		2,027
		管理職手当のカット		1,018
特別職給料・手当カット		5,133		
議会議員報酬・手当カット		6,395		
条例委員等報酬単価の改定		664		
小計		23,429		
補助金等の整理合理化		各種補助金の廃止	1,943	
		各種補助金のカット	4,312	
		森林整備村嵩上補助の改定	1,726	
小計		7,981		
民間委託等				
小計				
事務事業の整理合理化		敬老会の廃止	1,967	
		植樹祭の縮小	166	
		イベントの縮小(実行委員会負担金の減)	900	
		公民館研究集会の見直し	117	
		農業委員会定数削減(20名 11名)・報酬単価改定	625	
	小計	3,775		
その他	小中学校入学祝金のカット(1人 20,000円 10,000円)	590		
	村単介護慰労金の廃止	340		
	庁務、施設管理他 見直し・単価改正	1,752		
	臨時職員等賃金単価改正	167		
	小計	2,849		
歳出削減策計 B		67,593		
合計(A+B)			110,362	

今後の方向性

1 自立のむらづくり重点施策

木祖村第三次総合計画及び木祖村過疎地域自立促進計画の基本理念を踏まえながら、自立のむらづくりを先導する、重要なプロジェクトとして15項目の「リーディングプロジェクト」を掲げます。

自立によるむらづくりに向けて、広く村民の皆さんと職員より多くの提案・提言・アイデアを寄せていただきました。むらづくり協議会などでの検討経過を尊重し、「木曾川源流の里」木祖村独自の特色ある政策を展開していきます。

(組織体系図案参照)



(1) 自然と調和した快適な生活環境づくり

住民の足プロジェクト

～生活交通確保のための公共交通対策～

現在、本村における通勤、通学、通院、買物などの住民の日常生活に真に必要な交通(生活交通)確保のための施策として福祉タクシー事業、スクールバス運行事業、遠距離園児送迎事業、精神障がい者通所者交通費補助事業、移送サービス事業を実施しています。また、交通事業者により2路線の定期バスが運行されています。しかし、個別での事業対応により経済性、利便性など必ずしも利用者のニーズを満たしていないのが現状です。

今後は、公共交通としてできるだけ無駄が少なく、地域住民に提供すべきシビルミニマム(生活の最低基準)は確保しながら、事業を鉄道や高速バスなどの基幹交通との接続や観光周遊路線としての機能も果たせる総合的な公共交通対策と、各種事業などを円滑に機能させるための路線網の整備を見直す必要があります。

ITプロジェクト

～高度情報化による基盤整備と情報提供体制の確立～

インターネットの急速な普及や、デジタル化など放送・通信技術は急速に発展しています。しかし、依然として世代あるいは居住地域による格差がみられデジタルデバイドへの対応が課題とされています。また、テレビ放送は必要不可欠な重要な情報メディアであり、2011年を目標とする地上波デジタル化への対応とブロードバンド通信環境の提供、及びこれによる地域情報格差の是正をCATV整備等により対応することが必要といえます。

ITを活用した広報・公聴活動については、十分な体制が確立されていないのが現状であり、新鮮な「生きた」情報を発信しつづけるための効率的な仕組みを確立することが早急な課題になります。

(2) 郷土の自然を活かした産業おこし

産業活性化プロジェクト

～雇用確保のための新たな産業おこしと既存産業の活性化対策～

村の活性化を図るためには、産業振興が不可欠となります。働き先が確保出来るかどうかは、若者の定住を大きく左右します。昨今の経済情勢を踏まえ、企業の誘致一辺倒からひとりでも多くの就業者を増やすことができるよう、産業の振興を図ることが求められます。

雇用確保のための新たな産業おこしとして、下流自治体の花苗生産法人が、高冷地での生産活動を模索しているためこの法人を誘致することにより女性を中心とした雇用と、労力軽減を目的とした、はくさいの種苗委託の推進が望まれています。

農業は、黒毛和種の繁殖、肥育、酪農が盛んであります。これと並行し市場で高い評価を得ている御嶽はくさいの栽培が盛んでありますが畜産農家の後継者育成が急務で近い将来、国が推進する有機農業の推進が危惧されます。

林業は、上下流基金の有効活用を図り要間伐森林の減少を図ります。また農林連携した獣害防除のため緩衝帯整備が必要であります。現在の切り捨て間伐から搬出間伐に移行し、地域材利用の在来工法による家づくりを推進する手段を確立しなくてはなりません。また、バイオマスの利活用研究は生ゴミと農林廃棄物の有効活用から推進を図る必要があります。

村内の商工業の現況は、小木曽地区合併浄化槽設置工事とそれに伴う増改築工事等が好調の他はいずれも厳しい状況です。基幹産業である木工等の製造業も企業努力をし、新製品開発、受注や販路拡大等の対策が急務です。また、商工会の広域連携により、組織力の低下を防ぎ、経営改善普及事業や地域振興事業等の充実を図る必要があります。なお、国道361号「伊那木曽連絡道路」の整備により伊那・駒ヶ根地域の商圈に拡大されショッピング、文化そして遊びなど都市サービスの享受が可能になる一方で、村内産業への影響も懸念されることから新たな対策が求められます。

観光再生プロジェクト ～上下流交流、各種イベントなど体験観光の振興対策～

観光については、今後とも大きな期待がかかっています。これまでのような、冬のスキー場一辺倒から、木祖村の四季を活かした通年観光による展開をより広げていきます。こだまの森や水木沢天然林、奥木曽湖など、数多くの資源を活かします。さらに、体験観光や上下流域の交流なども連動した取り組みにより、活性化の大きな力になると考えられます。具体的には、グリーンツーリズムメニューの設定ができるようインストラクターの養成、充実や、村内観光周遊コースの設定、観光マップの作成など急務となります。

行政と相まって観光産業牽引する観光協会は、年々会員数が減少の傾向にあり、会員個々の経営も厳しく、民間の活力で運営していけば良いのですが現実には厳しい状況です。商工会と連携して地域振興事業に取り組むことも考えていく必要があります。

また、村営リフトの民営化支援や、こだまの森の民営化に向けての課題検討にも取り組んでいきます。

3 6 1 誘客プロジェクト

～ 国道361号「伊那木曽連絡道路」の整備を踏まえた誘客対策～

伊那木曽連絡道路の開通により中央アルプスで分断された伊那谷と木曽谷が平成17年度中に結ばれます。伊那木曽連絡道路完成時においては、約30分間で伊那ICに接続できる結果となり、関東、中京圏へのアクセス、逆に観光客の誘導に際しても重要な路線となります。

伊那・駒ヶ根地域には、年間多くの観光客が訪れており、新たに木祖村へ誘導することが課題となっています。観光の目玉となる従来の観光資源や施設を活かした体験観光の整備と、拠点施設への観光客誘引機能の整備が求められています。



(3) 郷土の自然を育むひとづくり

豊かなひとづくりプロジェクト

～ 学社融合による生涯学習推進対策～

「いつでも、どこでも、だれでも自由に学習ができる」生涯学習が求められています。「学社融合」は、学校教育と社会教育(学校外の教育)がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ねあわせながら、一体となって計画段階の最初からそれぞれの役割や機能を生かしながら作り上げていく、「学社連携」の進んだ形で生涯学習推進のポイントになります。また、本村における生涯学習の中核を担っている公民館との連携も、住民のための実際生活に即する学習や、芸術及び文化に関する各種の事業活動など、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進、情操の純化を図るなど、益々重要になります。

地域ネットワークプロジェクト ～ 人材育成と発掘によるネットワーク対策～

地域の活性化を図る上で、人口を増やす施策と同様に人材を増やす(育成と発掘)ことが重要な要件となってきています。文化財研究や自然観察、農林業体験、こだまの森を拠点とした体験観光などの受け入れ体制整備のための人材確保や、地域での生涯学習推進のための人材確保、生きがい対策としての



人材育成が求められています。分散している人材情報の一元化と、新たな人材の発掘と育成を図り、人材・指導者バンク(仮称)の構築(ネットワーク化)が求められています。そのために村民の積極的なかわりが期待されます。

(4) 健康で安心して暮らせるむらづくり

健康づくりプロジェクト ～健康づくりのための保健事業の充実強化対策～

少子高齢化の進展は、高齢人口を支える若年層に将来大きな負担を強いることを意味します。増え続ける医療費などの社会保障負担をいかに適正な水準に維持していくかが、大きな課題ともなっています。

生涯を通じて、いきいきと明るく元気で人生を送ることが望まれます。そのためには、生活習慣病を予防し健康であることが重要なポイントとなります。いつまでも健康で、より良く、より充実した人生を生き「健康寿命」を延ばすためには、日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた住民一人ひとりの健康づくりの意識と実践と、それに対する行政の支援が求められます。そのためには、疾病構造の変化に適切に対応し、早期発見・早期治療の二次予防対策の充実に加え、人生の早い時期から健康に良い生活習慣を身につけ、健康増進・疾病予防を行うための一次予防の強化が必要です。地区集会所を巡回し、地域健康づくり教室を開催するなど、木祖村で発症率の高い、脳血管疾患や心疾患は高血圧に起因していることから、高血圧予防については特に理解を深めていただく必要があります。



子育て支援プロジェクト

～少子化に伴う各種事業の充実強化対策～

社会生活の変化により、出生数の減少と少子化が進行し、子育て環境が著しく変化しています。もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではありませんが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、



育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められています。

少子化の進行、子どもが直面する課題の深刻化(児童虐待、いじめ、不登校等)など、本村の「子ども」「家庭」「地域社会」が抱えるさまざまな課題に対応しながら、少子社会へ向けたむらづくりを進めるため「子どもの成長」と「子育て」を地域で支え合う地域社会の再構築や、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり、子どもの健やかな成長を支援する環境づくりが必要になります。

福祉のむらづくりプロジェクト～高齢者、障がい者福祉事業の充実強化対策～

高齢社会の進行により、福祉サービスの需要は今後大幅な増加が見込まれます。しかしながら、介護の担い手は減少し、独居高齢者の増加が大きな社会問題となることが懸念されます。こうした高齢者の皆さんが安心して暮らせる体制を、各家庭や地域の単位で築いていくことが求められています。

また、心身に障がいを持つ人も健常者も、同じ条件で生活を送ることが出来る成熟した社会環境や生活基盤などを改善していこうというノーマライゼーション(自分らしく生き、したい仕事や活動ができる社会を作ること。社会の一員として、障がい者の自己実現を支援する態度)の理念に基づき、住民と行政が一体となった福祉施策を展開していく必要があります。さらには、生きがいづくり、健康づくりの施策と連携し、住民自らが取り組める介護予防の体制づくりが急務です。

(5) 村民と一緒に考え行動するむらづくり

協働プロジェクト ～ 地域自治のあり方対策～

5 (1) 村民と行政による協働のむらづくりのとおり(P12～)

男女共同参画プロジェクト ～ 男女共同参画に対する意識改革の推進対策～

現在の社会では、男女が共に力を合わせることが不可欠であります。また、社会の支援を受けながら、子育てや介護などの家族的責任を果たすようになりました。このような取り組みの中で、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会が求められています。そのためには、

男女一人ひとりの意識改革が大きな課題となります。

平成14年度には、木祖村男女共同参画基本計画「源流の里 ともにいきいきプラン21」を策定しました。今後はこの基本計画に基づき、その理念、課題、具体的目標、施策を実現していくことを目指していきます。

行革プロジェクト

～ 行政改革の推進対策～

(職員の意識改革・組織の見直し・職員の定員管理及び採用計画・民間委託)

5 (3)行政改革の推進のとおり(P21～)

木祖村行政改革大綱は、平成17年12月に適応期間が終了します。効率的、効果的な行政運営を目指すため見直しをします。

行政評価プロジェクト

～ 行政評価システム導入に向けての対策～

地方分権が進展していくなかで、村が自らの責任により政策を決定し、地域の特性を活かしたむらづくりが求められてきています。それにともない、受益や負担のあり方についても、村独自の考え方が必要となってきました。また、情報化が進み、多様化するニーズに的確に対応した行政を進めていくことも重要なテーマとなっています。さらに、行政の持つ情報を住民の皆様にも明らかにして、透明性の高い行政を進めていくことがいっそう必要とされており、これらを実現する手法の一つとして、「行政評価」が注目されています。

本村が自立していく上で、更に「PLAN(編成) - DO(執行) - SEE(評価・検証)のプロセスを強化していく必要があります。行政評価システムは、予算の獲得とその執行はそれ自体が目的でなく、行政目標を達成するための手段であるという点に着目し、成果を指標等によって数値化し、行政目標の達成のためにどれだけ有効であるか、またコストは効率的であるかを客観的に評価するものであります。

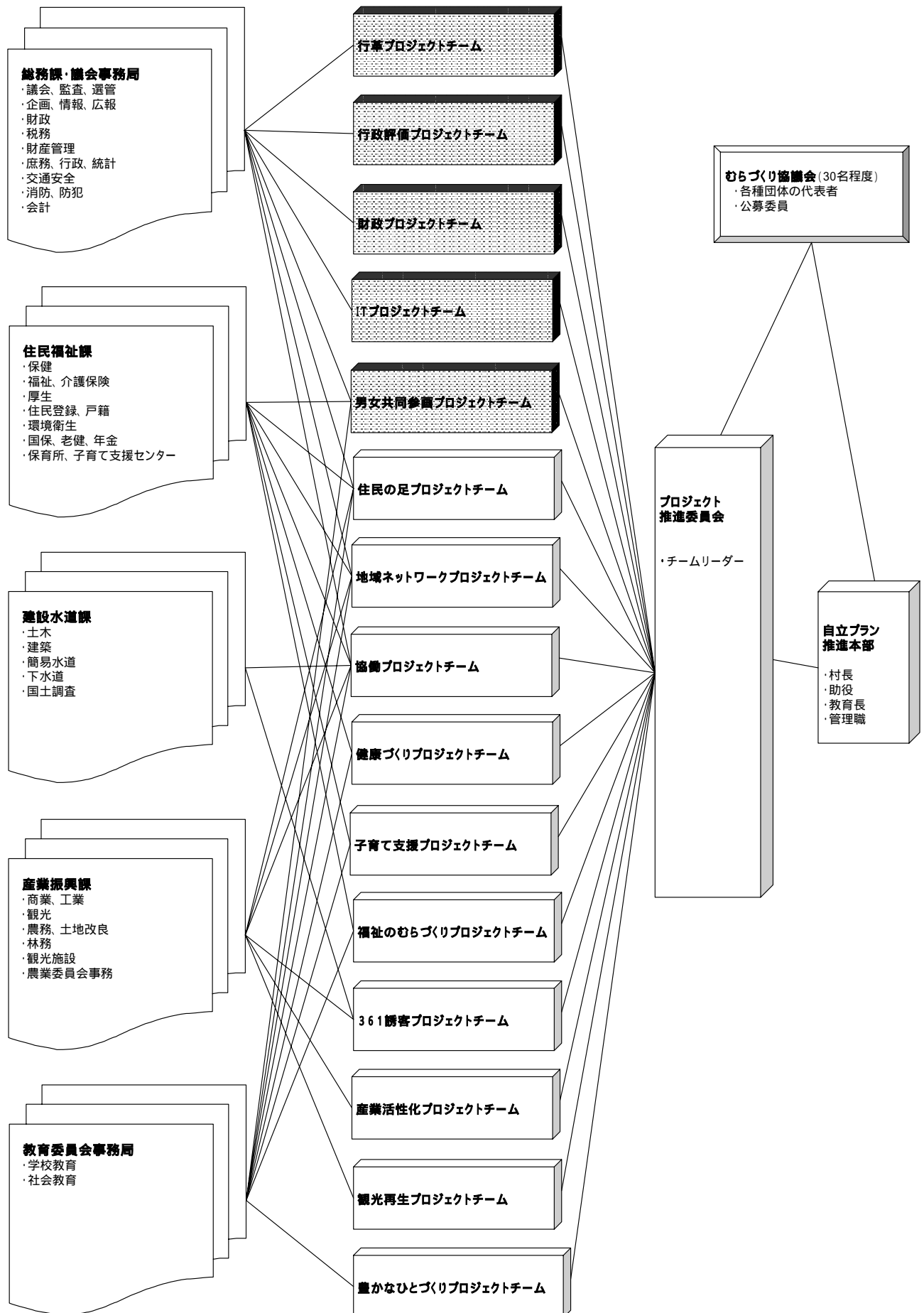
行政評価システム導入にあたり、その目的や推進体制、活用方法などについて基本的な考え方を示し、本格導入を目指します。

財政プロジェクト

～ 長期財政計画の策定～

2 財政計画のとおり(P33～)

自立に向けたむらづくり重点施策 組織体系図(案)



2 財政計画

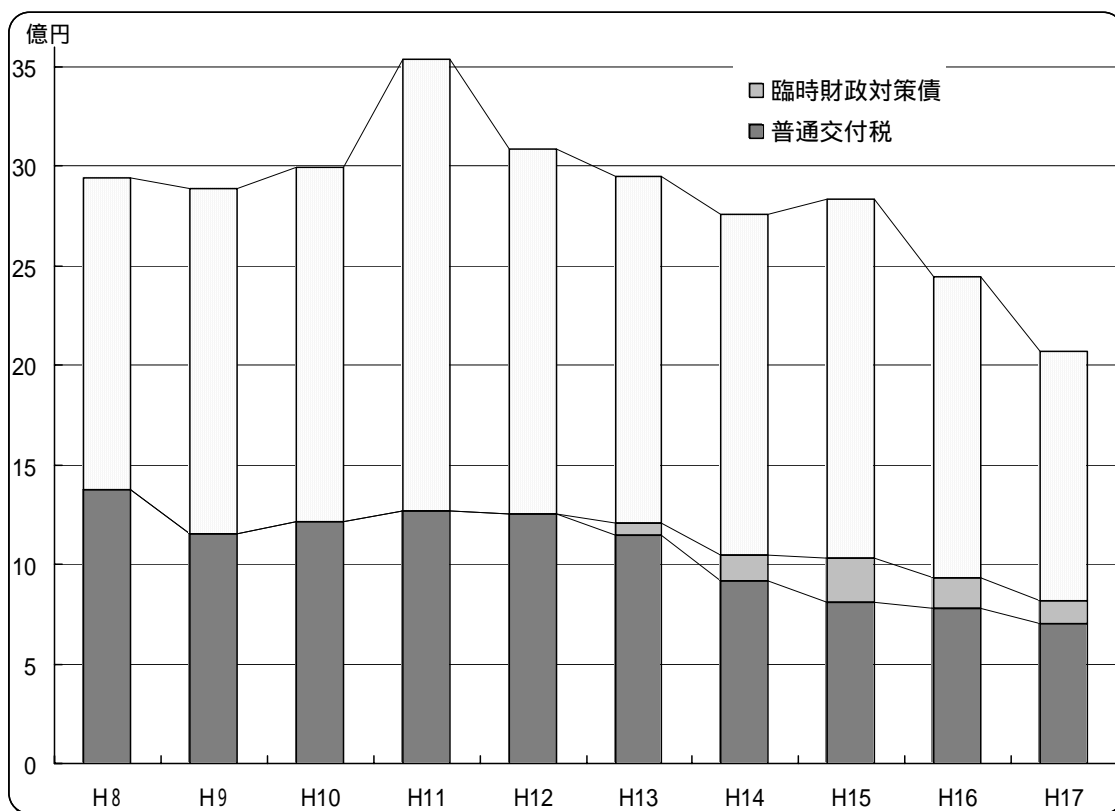
将来のむらづくりや行財政運営はどうあるべきかを考えるに当たっては、村の財政が今後どのように推移していくのかについて、予測をしておく必要があります。

村では、合併協議の中で7町村が合併した場合に財政状況がどのように変化していくのかを明らかにするための平成17年度から10年間の財政シミュレーションと合せて、村単独の財政シミュレーション(平成15年度策定)を住民の皆さんにお示してきました。また、合併協議会協定項目結果と住民サービスの水準及び負担等比較一覧表により合併、自立の判断材料として提供してきました。平成17年度予算については、それらを基本に編成されています。今後は、比較検討の財政シミュレーションでなく、自立にむけた住民・行政の取組を支える歳入が将来どのようになっていくか見極め、また、個々の具体的な歳出はどうあるべきかを検討する必要があります。また、財源確保のための新たな増収対策と、「税の公平性の原則」維持のため徴収対策の強化も求められています。

これらを踏まえて、平成15年度に策定した財政シミュレーションを平成17年度前半に見直しをし、新たに財政計画を策定します。

【参考資料】

歳入と普通交付税等の推移



(単位: 千円)

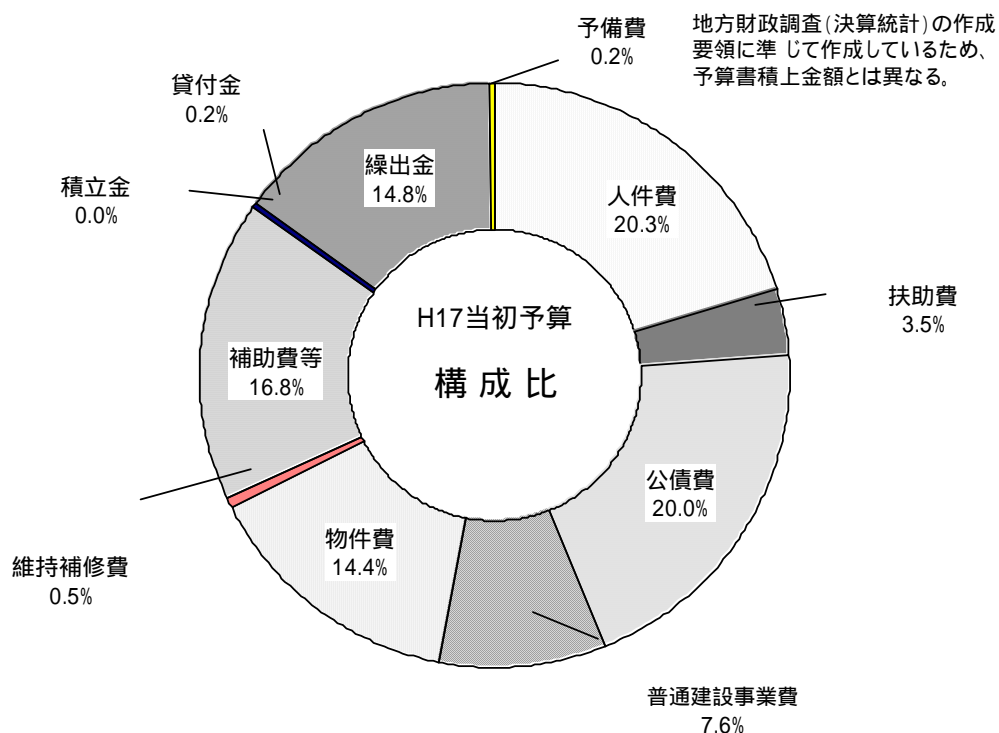
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16見込	H17予算
普通交付税	1,372,709	1,155,021	1,214,765	1,268,085	1,255,838	1,147,596	917,798	808,504	778,820	700,000
臨時財政対策債	0	0	0	0	0	63,300	130,800	224,900	155,300	119,000
歳入合計	2,942,455	2,885,929	2,997,851	3,539,246	3,086,617	2,949,351	2,758,505	2,837,609	2,447,231	2,069,202

H8～H15は決算統計数値、H16は見込額

歳出(性質別)集計表 (一般会計)

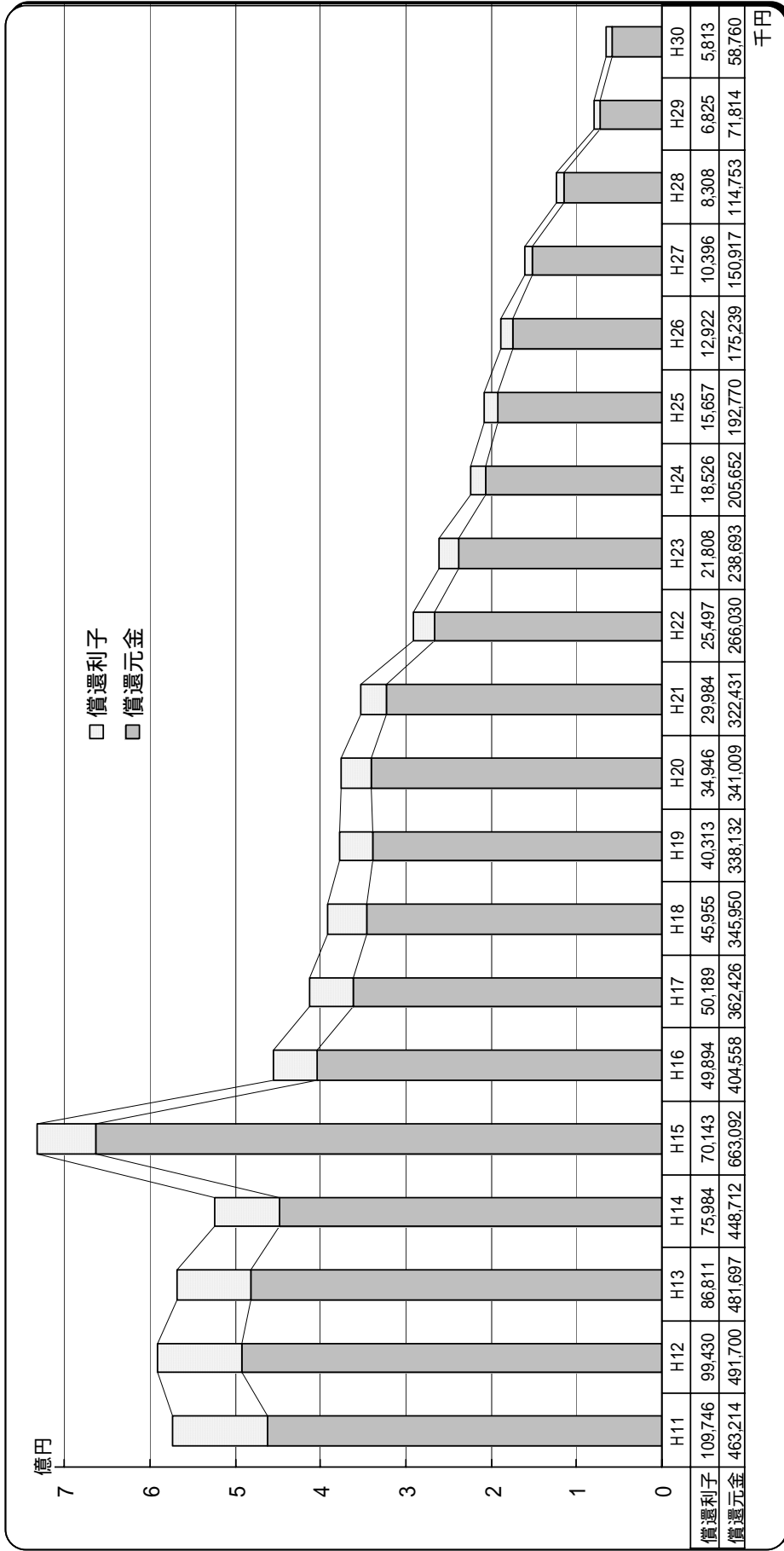
(単位:千円、%)

		平成17年度 当初予算額	平成16年度 当初予算額	増減額	増減率
義務的 経費	1 人件費	420,889	468,264	47,375	10.1
	2 扶助費	72,636	70,277	2,359	3.4
	3 公債費	414,616	460,307	45,691	9.9
	義務的経費 計	908,141	998,848	90,707	9.1
投資的 経費	4 普通建設事業費	189,574	170,970	18,604	10.9
	(1) 補助事業費	43,495		43,495	皆増
	(2) 国直轄負担金			0	
	(3) 単独事業費	97,486	122,377	24,891	20.3
	(4) その他(補助)			0	
	(5) その他(単独)	48,593	48,593	0	0.0
	5 災害復旧事業費	0	0	0	
	(1) 補助事業費			0	
	(2) 国直轄負担金			0	
	(3) 単独事業費			0	
6 失業対策事業費			0		
投資的経費 計	189,574	170,970	18,604	10.9	
その他	7 物件費	298,062	354,167	56,105	15.8
	8 維持補修費	10,327	12,855	2,528	19.7
	9 補助費等	347,660	409,090	61,430	15.0
	10 積立金	236	256	20	7.8
	11 投資及び出資金			0	
	12 貸付金	3,600	2,200	1,400	63.6
	13 繰出金	306,602	302,891	3,711	1.2
	14 前年度繰上充用金			0	
	15 予備費	5,000	5,000	0	0.0
その他 計	971,487	1,086,459	114,972	10.6	
歳出合計		2,069,202	2,256,277	187,075	8.3



H16、H17借入予定額含む

公債費償還シミュレーション (一般会計)



年度末現在高見込 (単位:千円)

年度	平成16年度	平成17年度
高見込	3,143,218	3,147,234

プラン策定の経緯

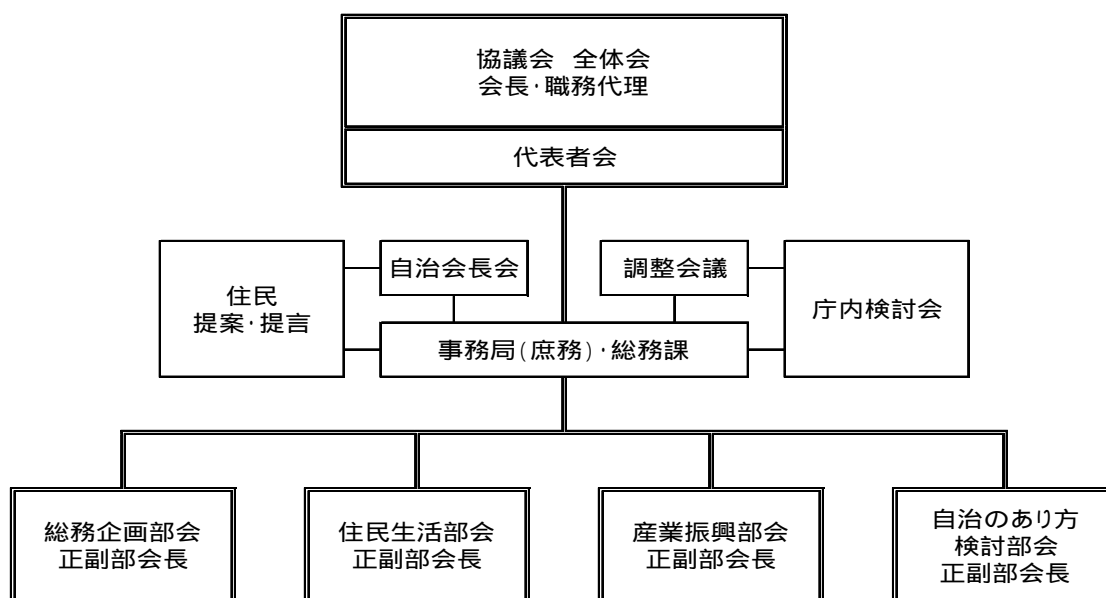
(議会及び庁内の検討事項は除く)

平成 16 年 7 月 13 日 ～ 8 月 12 日 (以降随時)	むらづくりに向けて提案・提言・アイデア募集 ・144 提案 (庁内処理関係分を除く)
平成 16 年 8 月 18 日	木曽川源流の里むらづくり協議会設置要綱公布・施行
平成 16 年 9 月 2 日	第 1 回木曽川源流の里むらづくり協議会 ・109 名に委員を委嘱 (第 1 回以降の追加者を含む最終人数) (委員 109 名 + 市町村コンシェルジュ 2 名 + 行政職員 23 名 = 134 名) ・協議会の方向・方針について ・会長の選出 ・提案、提言事項について ・住民サービスの水準、負担等の今後の方針についての扱いにつて 長野県出前講座の実施 ・テーマ「自立に向けた村づくりの進め方」
平成 16 年 9 月 29 日	第 1 回産業振興部会 ・正副部会長の選出 部 会 長 岩原 力さん 副部会長 栗屋文則さん・藤原和弘さん ・提案、提言事項について検討 第 1 回自治のあり方検討部会 ・正副部会長の選出 部会長 奥原正人さん 副部会長 阿部 弘さん ・提案、提言事項について検討
平成 16 年 9 月 30 日	広報きそ 266 自立に向けた取り組み記事掲載
平成 16 年 10 月 1 日	第 1 回総務企画部会 ・正副部会長の選出 部会長 深澤衿子さん 副部会長 湯川寛史さん ・提案、提言事項について検討 第 1 回住民部会 ・正副部会長の選出 部会長 奥原 当さん 副部会長 原 善一さん ・提案、提言事項について検討
平成 16 年 10 月 6 日	第 1 回代表者会議 ・第 2 回協議会検討事項について 第 2 回木曽川源流の里むらづくり協議会・第 1 回代表者会議 ・会長の選出 会長に澤頭修自さんを選出 ・各部会論議の進捗状況の報告 ・住民サービスの水準、負担等の今後の方針資料について 第 2 回各部会 ・提案、提言事項について
平成 16 年 10 月 18 日	第 3 回住民部会 ・提案、提言事項について
平成 16 年 10 月 19 日	第 3 回自治のあり方検討部会 ・提案、提言事項について
平成 16 年 10 月 21 日	第 3 回総務企画部会 ・提案、提言事項について
平成 16 年 10 月 22 日	第 3 回産業振興部会 ・提案、提言事項について (スキー場関係)
平成 16 年 11 月 6 日	第 4 回住民部会 ・住民サービスの水準及び負担等の今後の方針について

平成 16 年 11 月 12 日	第 1 回むらづくりミーティング 第 1 部 「自立に向けたむらづくりの先進事例に学ぶ」 講師: 下伊那郡下條村長 伊藤喜平氏 第 2 部 「むらづくり(住民自治)の体制に学ぶ」 講師: 飯田市柿野沢農家組合 宮内博司氏
平成 16 年 11 月 17 日	第 4 回総務企画・自治のあり方検討部会(合同) ・住民サービスの水準及び負担等の今後の方針について
平成 16 年 11 月 18 日	第 4 回産業振興部会 ・住民サービスの水準及び負担等の今後の方針について
平成 16 年 11 月 24 日	第 5 回住民生活部会 ・住民サービスの水準及び負担等の今後の方針について
平成 16 年 11 月 25 日	広報きそ 267 自立に向けた取り組み記事掲載
平成 16 年 11 月 26 日	第 5 回総務企画・自治のあり方検討部会(合同) ・住民サービスの水準及び負担等の今後の方針について ・提案、提言事項について
平成 16 年 11 月 29 日	第 5 回産業振興部会 ・住民サービスの水準及び負担等の今後の方針について
平成 16 年 12 月 1 日	第 5 回住民生活部会 ・住民サービスの水準及び負担等の今後の方針について
平成 16 年 12 月 5 日	第 3 回木曾川源流の里むらづくり協議会 ・「提案、提言事項」「住民サービスの水準、負担等の今後の方針」検討経過の中間報告について ・補助金、交付金の取扱いについて 第 2 回むらづくりミーティング テーマ 「住民自治・自治組織のあり方と蟻ヶ崎西区町会の事例に学ぶ」 講師: 松本市蟻ヶ崎西区前町会長 松本市議会議員 福島昭子氏 演題: 町会の運営方法と住民が主体となってつくる福祉の町づくり」
平成 16 年 12 月 7 日	第 6 回総務企画部会 ・提案、提言事項について
平成 16 年 12 月 9 日	第 6 回産業振興部会 ・住民サービスの水準及び負担等の今後の方針について ・提案、提言事項について
平成 16 年 12 月 21 日	第 6 回自治のあり方検討部会 ・自治組織について
平成 17 年 1 月 12 日	第 7 回住民生活部会 ・提案、提言事項について
平成 17 年 1 月 18 日	第 7 回自治のあり方検討部会 ・自治組織について
平成 17 年 1 月 19 日	第 2 回代表者会議 ・第 4 回協議会検討事項について
平成 17 年 1 月 20 日	広報きそ 267 自立に向けた取り組み記事掲載 「行政サービスの水準・負担等の今後の方針について」住民周知広報 『「木曾川源流の里」が「木祖村」で在り続けるために』発行
平成 17 年 1 月 27 日	第 4 回木曾川源流の里むらづくり協議会 ・自治組織のあり方について ・自立プランの骨子について
平成 17 年 1 月 31 日	第 8 回自治のあり方検討部会 ・自治会及び地域自治協議会の組織について ・提案、提言事項について

平成 17 年 2 月 22 日	第 9 回自治のあり方検討部会(全自治会長) ・自治会及び地域自治協議会の組織について
平成 17 年 3 月 2 日	第 5 回木曽川源流の里むらづくり協議会 ・地域自治協議会の組織について ・自立に向けたむらづくり重点施策について
平成 17 年 3 月 24 日	広報きそ 269 自立に向けた取り組み記事掲載
平成 17 年 3 月 30 日	第 6 回木曽川源流の里むらづくり協議会 ・木祖村自立プラン(案)について ・むらづくり協議会后継組織について
平成 17 年 3 月 30 日	木曽川源流の里 木祖村自立プラン 策定

実質的な自立プラン検討機関であった「木曽川源流の里むらづくり協議会」の組織体系



全体会	運営方針等の承認・改廃 会長の選出及び部会の構成 部会での論議の進捗状況の公開 全体に関わる事項の検討・承認 その他
代表者会	全体会の運営および総合調整(協議会提案事項の事前審査など) 各部会活動の状況把握と調整
部会	住民サービスの水準・負担等の今後の方針及び提案・提言事項を専門的に 内容を検討
・総務企画部会	国の方針、財政面、諸計画、振興策を研究 例)増収対策の検討 など
・住民生活部会	福祉のサービスをはじめ種々の事務事業の水準や負担について研究 例)検診や保育料の住民負担額の検討や、福祉バスなどの検討
・産業振興部会	商工観光、農林業、建設土木等村内の産業の今後について研究 例)こだまの森のあり方や、道の駅の設置などの検討
・自治のあり方検討部会	地域自治のあり方、地域と行政の協働連携等について研究 例)自治会や公民館、婦人会等のあり方や連携など
調整会議	基本方針等の検討及び確認 基本構想・財政計画等との調整
庁内検討会	各課単位で検証した事務事業などの方針案を調整 むらづくり協議会(全体会・部会)での意見及び検討事項の検証及び反映

木曾川の水がうまれる

源流の里

信州・木祖村

木祖村役場 総務課

TEL 0264 - 36 - 2001

FAX 0264 - 36 - 3344

E - mail soumu@kisomura.com